

架空請求の手口

【郵送編】

民事訴訟裁判告知

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴訟が提出された事を通知致します。

貴方は回収業者およびお取引契約会社に対しての契約不履行につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をご報告致します。

下記の裁判取り下げ期日を過ぎますと改めて出廷命令通知が届きますので記載期日に出廷して頂くようお願い致します。

こちら**民法188条**に基づいた財務省認可書となっておりますので、出廷拒否されますと原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置と致しましては**被告の給与及び、動産物、不動産物の差し押さえ**を執行官立会いのもと強制執行させていただきます。

また、履行執行官による[執行証書の交付]を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を1通郵送させていただきますのでご了承下さい。

尚、書面通達となりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡下さい。

ご連絡なき場合には本書を勤務先へ郵送させていただきます。

裁判取り下げ期日 平成 年 月 日

〒128-0011

東京都港区赤坂3-7-1

財団法人 東京都財務管理局

03 - - (管理部)

電話受付時間 9:00から18:00(土・日・祝日を除く)

もし本当に裁判になったら、裁判所からは封書で、「特別送達」として届きます。ハガキや普通郵便はありません。

具体的な内容がないので、ごまかしているだけです。

期間を短くし、気持ちを焦らせます。

公的機関であるような名前を用います。

民法188条は「占有物について行使する権利の適法の推定」であり、全く無関係の条文で財務省認可書という内容も意味不明です。

勤めていない方にも「給与差押え」「勤務先へ郵送」などの文言が使われており、個人の特定がされていないことがわかります。不特定多数の人に全く同じ文面のはがきを送りつけていると思われます。

ここへ電話をすると「裁判取り下げたければ、国の弁護士と自分で弁護士を選ぶ方法があるがとりあえず**国の弁護士を紹介する**」「**法律事務所03-****-****へ電話してください**」と案内される。

民事事件なので国選弁護士はつきません。内容不明であるが弁護士ということで信用させようという詐欺の手口です。

電話をすると

二セ弁護士が「支払能力がある事を確認できたら訴訟の取り下げができるので、一時的に 万円を振込んでくれ。他に印紙代 千円は実費でかかるので、 万 千円振り込んだら翌日すぐ 万円返金する。銀行のATMの前で電話してくれたら振込先口座を教える。そのあと返金用口座を教えてください。」などと言い、振り込みを促します。